

令和2年有田市議会6月定例会

議事日程（第1号）

令和2年6月9日 午前10時開議

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 会期の決定
- 日程 3 仮議長の選任を議長に委任する件
- 日程 4 議案第29号 有田市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 日程 5 議案第30号 有田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程 6 議案第31号 有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程 7 議案第32号 有田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程 8 議案第33号 有田市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程 9 議案第34号 有田市税条例等の一部を改正する条例
- 日程 10 議案第35号 有田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 11 議案第36号 令和2年度有田市一般会計補正予算（第3号）
- 日程 12 議案第37号 令和2年度有田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程 13 議案第38号 令和2年度有田市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程 14 議案第39号 農業委員会の委員の任命について
- 日程 15 議案第40号 農業委員会の委員の任命について
- 日程 16 議案第41号 農業委員会の委員の任命について
- 日程 17 議案第42号 農業委員会の委員の任命について
- 日程 18 議案第43号 農業委員会の委員の任命について
- 日程 19 議案第44号 農業委員会の委員の任命について
- 日程 20 議案第45号 農業委員会の委員の任命について
- 日程 21 議案第46号 農業委員会の委員の任命について
- 日程 22 議案第47号 農業委員会の委員の任命について
- 日程 23 議案第48号 農業委員会の委員の任命について
- 日程 24 議案第49号 農業委員会の委員の任命について
- 日程 25 議案第50号 農業委員会の委員の任命について
- 日程 26 議案第51号 農業委員会の委員の任命について
- 日程 27 議案第52号 農業委員会の委員の任命について
- 日程 28 報 第1号 令和元年度有田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程 29 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程 30 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 会期の決定
- 日程 3 仮議長の選任を議長に委任する件

日程 4 議案第29号 有田市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例から

日程 30 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでの提案理由の説明

出席議員 15名

1番	中西登志明	2番	上野山善久
3番	成川満	4番	小西敬民
5番	上山寿示	6番	池田敦城
7番	岡田行弘	8番	児嶋清秋
9番	中谷桂三	10番	堀川明
11番	生駒三雄	12番	宇野博治
13番	福永広次	14番	西口正助
15番	浜口元司		

欠席議員 0名

議事説明員

市長	望月良男	副市長	田代利彦
教育長	田中政彦	経営管理部長	嶋田博之
経営管理部理事	大松満至	経営管理部参事	喜多俊充
市民福祉部長	宮崎三穂子	経済建設部長	河野孝司
経済建設部理事	鈴木順一	教育次長	谷輪吉伸
教育委員会参事	伊藤正人	消防長	嶋田富司
病院事務長	神保佳紀	水道事務所長	江川敦夫
経営企画課長	山本芳規	防災安全課長	上田敏寛
総務課長	御前一晃	市民課長	馬倉三喜
健康課長	桃井克博	高齢介護課長	若松伸行
生涯学習課長	嶋田実明	消防本部総務課長	尾藤海男樹
庶務課長	石井絹代		

議会事務局職員

局長	田中聡	次長	福永康一
書記	大谷真也		

午前10時00分 開会

○議長（生駒三雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日をもって招集されました令和2年有田市議会6月定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、このたびの新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に心より哀悼の意を表しますとともに、罹患し治療を余儀なくされている皆様にお見舞い申し上げます。

また、医療介護の業務に従事し、感染拡大の防止に御尽力いただいている方々、さらに感染が拡大する中であっても住民の日常生活に必要な業務に従事している方々に対して、深く敬意と感謝を申し上げます。

次に、当局から5月臨時会終了以降、本日までの人事異動に伴う議場内説明員の紹介をいたしたい旨の申出がありましたので、これを許すことにいたします。

田代副市長。

○副市長（田代利彦君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、令和2年5月臨時会終了以降の人事異動に伴う議場内説明員の御紹介を申し上げます。

〔田代副市長より説明員の紹介〕

○議長（生駒三雄君） 説明員の紹介は終わりました。

次に、諸般の報告をいたします。

まず、議長会関係の諸会議につきましては、お手元へ配付の報告書のとおりであります。詳細につきましては、関係書類を事務局に備えておりますので、御照覧お願いします。

次に、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（田中 聡君） 報告いたします。

6月9日付、有市総E第1009号をもって市長から議長に宛て、議案第29号有田市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例から諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでの議案24件、報告1件、諮問2件の送付を受けました。お手元へ配付のとおりであります。

次に、4月6日付をもって和歌山市小松原通3の20、非核の政府を求める和歌山県民の会、代表世話人、西村佳三氏、ほか2団体より日本政府両院議長への意見書議会決議、意見書採択の陳情書が提出されました。お手元へ配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（生駒三雄君） 以上で、諸般の報告は終わりました。

これより日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定により、14番西口正助君、15番浜口元司君のお2人を指名いたします。

次に日程2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期について、議会運営委員会委員長より報告を願うことにいたします。

議会運営委員会委員長堀川明君。

○議会運営委員会委員長（堀川 明君） おはようございます。

令和2年有田市議会6月定例会に先立ちまして、去る6月2日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

会期につきましては、本日より6月26日までの18日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元へ配付の会議予定表のとおりであります。皆様方の御協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（生駒三雄君） 委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から6月26日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月26日までの18日間と決しました。

次に日程3、仮議長の選任を議長に委任する件を議題といたします。

お諮りいたします。

時節柄、正副議長ともに事故があるときに対応し、滞りなく議会運営を行うため、地方自治法第106条第3項の規定により、今期定例会会期中における仮議長の選任を議長に委任したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決しました。

それでは、議長において今期定例会会期中における仮議長として、10番堀川明君を指名いたします。

次に日程4、議案第29号、有田市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例から日程30、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての議案24件、報告1件、諮問2件を一括議題とし、市長の提案理由の説明を求めます。

望月市長。

〔市長 望月良男君 登壇〕

○市長（望月良男君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和2年6月定例会が開会されるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政全般にわたり格段の御指導、御鞭撻を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、コロナ禍による不安がまだ終息されない中ではありますが、5月25日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態宣言が解除されました。この間、市民の皆様は高い意識を持って自粛へ御協力をいただきました。この場をお借りしまして、市民の皆様へ感謝申し上げます。

市行政といたしましても、相談窓口を設置し、しっかりと寄り添いサポートしていくことを基本として、給付金等の迅速な対応を実施してございます。

現在、特別定額給付金においては、約9割の方々に支給が完了しておりますが、今後も引き続き市民、事業者様に寄り添い対応してまいります。

先月末、有田箕島漁業協同組合直営の産直施設「浜のうたせ」がグランドオープンを行いました。漁師の皆様が新しいチャレンジとして一步を踏み出された辰ヶ浜のエネルギーあふれるこの施設に大勢の方がお越しになられ、海の恵みを楽しんでおられます。

約8年前から検討をはじめ、様々な方の御協力、御意見をいただき開業となりましたが、産地の方々が自ら立ち上がり有田市のよさを生かすという基本を忘れず、熟慮を重ね実行できたことは大変感慨深いものがあります。

まだまだ、新型コロナウイルス感染症対策を講じながらではありますが、市行政としても有田市の一つの拠点として万全の体制でサポートをしていきたいと存じております。

さて、人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つという意味が込められた令和の時代に入り、早いもので1年と1か月が過ぎました。

私にとりましては、本会が任期最後の定例会となります。この間、議員各位をはじめ、市民の皆様、関係機関等の皆様方の御支援、御協力を賜りお支えをいただきましたことに、この場をお借りしまして衷心より感謝を申し上げます。

今後とも、このコロナ禍という非常事態を乗り越えるべく、心を合わせ豊かな生活を取り戻せるよう、議員各位並びに市民の皆様方の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、議案の概要を申し上げ、詳細につきましては参与員から補足をさせることといたします。

最初に、条例案について申し上げます。

議案第29号の有田市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第30号の有田市国民健康保険条例の一部を改正する条例は、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関し、必要な事項を定めるため、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第31号の有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、新型コロナウイルス感染症に関連する減免措置の特例に関し、必要な事項を定めるため、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第32号の有田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第33号の有田市介護保険条例の一部を改正する条例は、新型コロナウイルス感染症に関連する減免措置の特例に関し、必要な事項を定めるため、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第34号の有田市税条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第35号の有田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、和歌山県後

期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

続きまして、補正予算案について申し上げます。

議案第36号の令和2年度有田市一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ1億2,556万4,000円を追加しようとするものでございます。

主な内容といたしまして、新型コロナウイルス感染症の予防対策に要する需用費や備品購入費、病院事業会計への出資金などのほか、市税等の過誤納還付金や自治振興への補助金などを計上するものでございます。

議案第37号の令和2年度有田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給を見込み計上するものでございます。

議案第38号の令和2年度有田市立病院事業会計補正予算（第1号）は、新型コロナウイルス感染症に対応するため、有熱者外来の環境整備等に係る備品購入に要する費用を計上するものでございます。

次に、人事案件といたしまして、議案第39号から議案第52号の農業委員会の委員の任命につきましては、成川行宏氏、石井健史氏、宮尾文也氏、南村昌己氏、伊藤彰敏氏、岩橋恵氏、宮井公幸氏、宮本正弘氏、藤田哲弘氏、田中清美氏、酒井淳三氏、石井良紀氏、川島正典氏、九鬼康二氏を任命することについて、議会の同意をお願いするものでございます。

報第1号の令和元年度有田市一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、諸般の事情により年度内にその支出が終わらなかったため、繰越計算書のとおり翌年度へ繰越しをしたもので、これを報告するものでございます。

最後に、諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦につきましては、大浦常男氏、宮本直樹氏を引き続き推薦いたしたく、意見を求めるものでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、提出議案につきまして、私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（生駒三雄君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、補足説明を許すことにいたします。

馬倉市民課長。

○市民課長（馬倉三喜君） 議案第29号、有田市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

改正理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

改正内容につきましては、個人番号の市民への通知は、これまで個人番号の通知カードにより行われておりましたが、個人番号通知書により行うものとする規定され、それに伴い当該通知カードが廃止されることから、手数料の額を定めている別表第2のうち当該通知カードの再交付手数料を削除しようとするものでございます。

付則といたしまして、本条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

なお、末尾に新旧対照表を添付しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第29号の説明を終わらせていただきます。

○議長（生駒三雄君） 桃井健康課長。

○健康課長（桃井克博君） 議案第30号、有田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、補足説明申し上げます。

改正理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関し、必要な事項を定めるため、所要の改正をしようとするものでございます。

条例案につきまして御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

今回の改正に際し、付則を項立てから条立てに改めるため、「付則第1項」を「付則第1条」とし、付則第2項及び第3項を削り、新たに付則第2条において、第1項では傷病手当金の支給要件について、第2項では傷病手当金の日額についてそれぞれ定めるものでございます。

2 ページをお願いいたします。

第3項では、傷病手当金の支給期間について定めるものでございます。

次に、付則第3条及び第4条では、傷病手当金と給与等との支給額の調整について定めるものでございます。

付則といたしまして、施行期日と適用区分を定めるものでございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、議案第30号の補足説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第31号、有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

改正理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症に関連する減免措置の特例に関し、必要な事項を定めるため、所要の改正をしようとするものでございます。

条例案につきまして、御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

今回の改正に際し、付則を項立てから条立てに改めるため、「付則第1項から第13項」を「付則第1条から第13条」に改め、新たに付則第14条において、第1項では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免について、国の基準に基づき対象となる保険税及び減免要件を定めるものでございます。

2 ページをお願いいたします。

第2項では、第24条第2項の申請期限に特例を定めるものでございます。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の付則第14条の規定は令和2年2月1日から適用しようとするものでございます。

末尾に新旧対照表を添付しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、議案第31号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（生駒三雄君） 尾藤消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（尾藤海男樹君） 議案第32号、有田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

改正理由は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、関係条例である有田市消防団員等公務災害補償条例を改正し

ようとするものでございます。

改正内容は、大きく3点ございます。

1点目は、非常勤消防団員等に係る補償基礎額の最低額を「8,800円」から「8,900円」に改めるとともに、階級や勤続年数に応じてそれぞれ増額しようとするものでございます。

2点目は、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を「100分の5の固定利率」から「事故発生日における法定利率」に改めるものでございます。

3点目は、第5条第3項中にある死亡し、もしくは負傷の原因である事故が発生した日、または診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日、もしくは診断により疾病の原因が確定した日を事故発生日とするなど、条文及び別表においての文言の整理をしようとするものでございます。

付則としたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から遡及して適用しようとするものでございます。

なお、末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしく願いいたします。

以上で、議案第32号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（生駒三雄君） 若松高齢介護課長。

○高齢介護課長（若松伸行君） 議案第33号、有田市介護保険条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

改正理由は、新型コロナウイルス感染症に関する減免措置の特例に関し、必要な事項を定めるため、所要の改正をしようとするものでございます。

条例案につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

付則第10条において、第1項では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免について、国の基準に基づき対象となる保険料及び減免要件を定めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第2項では、第9条第2項の申請期限に特例を定めるものでございます。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の付則第10条の規定は令和2年2月1日から適用しようとするものでございます。

末尾に新旧対照表を添付しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、議案第33号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（生駒三雄君） 喜多経営管理部参事。

○経営管理部参事（喜多俊充君） 議案第34号、有田市税条例等の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

本条例は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。まず、第1条の有田市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第24条の改正は、個人市民税の非課税措置について、対象から寡夫を除きひとり親を追加するものでございます。

第34条の2の改正は、個人市民税の所得控除にひとり親控除等を追加するものでございます。

第36条の2の改正は、項ずれに伴う規定の整備でございます。

第36条の3の2の改正は、給与所得者が、第36条の3の3の改正は、公的年金等受給者がそれぞれ単身児童扶養者に該当する場合の記載を不要とするものでございます。

第48条の改正は、項ずれに伴う規定の整備でございます。

第54条の改正は、法改正にあわせて規定を整備するとともに、固定資産税において調査を尽くしても所有者が明らかとならない資産について、使用者を所有者とみなす規定を新設するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第61条及び第61条の2の改正は、項ずれに伴う規定の整備でございます。

第74条の3の改正は、登記簿または補充課税台帳に所有者として登記または登録されている個人が死亡している場合、現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させる規定を追加するものでございます。

第75条の改正は、法改正にあわせて規定を整備するものでございます。

第94条の改正は、軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法を追加するものでございます。

第96条の改正は、たばこ税の課税免除の適用について、必要な手続を法改正にあわせて一部簡素化するものでございます。

3ページをお願いいたします。

第98条及び第131条の改正は、それぞれ項ずれに伴う規定の整備でございます。

付則第3条の2及び第4条の改正は、租税特別措置法において延滞金等の特例規定が改正されたことによるものでございます。

付則第6条及び第7条の3の2の改正は、改元に伴う規定の整備でございます。

付則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の適用期限を3年延長するものでございます。

付則第10条及び第10条の2の改正は、法改正にあわせて規定を整備するものでございます。

4ページをお願いいたします。

付則第11条から付則第15条までの改正は、改元に伴う規定の整備でございます。

付則第15条の2の改正は、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置の適用期限を6か月延長するものでございます。

付則第16条の改正は、改元に伴い、付則第17条の改正は、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の創設に伴い、それぞれ規定を整備するものでございます。

付則第17条の2の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例について、適用期限を3年延長するものでございます。

付則第22条の改正は、改元に伴う規定の整備でございます。

付則第23条の改正は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続に

ついでに準用規定を追加するものでございます。

次に、第2条の有田市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

第19条の改正は、法改正に伴い、項ずれ等の規定の整備を行うものでございます。

5ページをお願いいたします。

第20条の改正は、項の削除に伴い、第23条の改正は法改正にあわせてそれぞれ規定を整備するものでございます。

第31条から6ページの第52条までの改正は、法改正にあわせて規定を整備するとともに通算法人ごとに申告等を行うこととする（連結納税制度の廃止）等に伴い規定を整備するものでございます。

第94条の改正は、軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法を見直すものでございます。

付則第3条の2の改正は、項の削除、付則第10条及び第10条の2の改正は、法律の条ずれに伴う規定の整備でございます。

付則第24条及び第25条の改正は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金税額控除の特例及び住宅借入金等特別税額控除の特例について、それぞれ法改正にあわせて規定を追加するものでございます。

次に、第3条の有田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について御説明申し上げます。

改正条例第3条中の改正のうち、第24条の改正規定の削除及び改正付則第1条第4号及び7ページの第4条の改正は、単身児童扶養者を個人市民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削るものでございます。

また、それら以外の付則第16条に1項を加える改正規定から改正付則第8条までの改正は、改元に伴う規定の整備でございます。

付則といたしまして、第1条ではこの条例の施行期日を、第2条では延滞金に係る経過措置を、第3条から9ページの第7条まででは、市民税、固定資産税及び市たばこ税に関する経過措置を定めてございます。

第8条から10ページの第11条まででは、有田市税条例等の一部を改正する条例等の一部改正について規定しておりまして、改元に伴う規定の整備でございます。

第12条では、有田市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について規定しておりまして、県計画の2年延長に伴い規定の整備を行っております。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第34号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（生駒三雄君） 桃井健康課長。

○健康課長（桃井克博君） 議案第35号、有田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

改正理由といたしましては、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

条例案につきまして御説明申し上げます。

第2条第8号を第9号に改め、新たに第8号に市が行う後期高齢者医療の事務として、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加するものでございます。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしく願いいたします。

以上で、議案第35号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（生駒三雄君） 山本経営企画課長。

○経営企画課長（山本芳規君） 議案第36号、令和2年度有田市一般会計補正予算（第3号）について補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。

今回、歳入歳出それぞれ1億2,556万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を201億3,633万7,000円とするものでございます。

予算の内容につきまして、歳入から御説明を申し上げます。

3ページ下段をお願いいたします。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金で、補正額136万3,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少で住居を失う恐れがある方に対象が拡大されたため、国からの負担金を追加しようとするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金で、補正額537万9,000円は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として公布される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込み計上してございます。

次の第2目民生費補助金で、補正額384万2,000円は、児童福祉費への新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び国の制度改正による生活保護費への補助金をそれぞれ見込み計上してございます。

次の第3目衛生費補助金で補正額3,673万3,000円、第6目教育費補助金で補正額747万2,000円、第9目消防費補助金で補正額296万1,000円のそれぞれ追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込み計上してございます。

第15款県支出金、第2項県補助金、第1目総務費補助金で、補正額276万1,000円は、県の防災・減災対策への補助金を見込み計上してございます。

第19款、第1項、第1目繰越金で補正額6,255万3,000円は、前年度繰越金でございます。

第20款諸収入、第1項、第1目雑入で、補正額250万円はコミュニティー助成事業費助成金を見込み計上してございます。

以上で、歳入を終わりました。次に、歳出について御説明を申し上げます。

5ページをお願いいたします。

第1款、第1項、第1目議会費は、議会運営における備品購入に要する経費52万2,000円を見込み計上してございます。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第12目防災費で補正額1,437万7,000円の追加は、防災・減災推進事業における救護所及び避難所で使用する備品等のほか、洪水土砂ハザードマップ作成等業務委託料の費用でございます。

次に、第2項徴税費、第3目税務諸費で補正額5,500万円は、市税等過誤納還付金でございます。

第7項自治行政費、第1目自治振興費で補正額250万円の追加は、宝くじの助成金を活用し、地域自治組織のイベント用備品を整備するための補助金でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費で補正額181万1,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少で住居を失う恐れがある方に対象が拡大されたため、給付費の追加をするものでございます。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費で補正額120万2,000円、第3目保育所費で補正額231万円は、子ども・子育て支援事業及び保育所運営事業における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための費用をそれぞれ見込み計上してございます。

次に、第3項生活保護費、第1目生活保護総務費で補正額66万円は、国の制度改正による生活保護システムの改修費用でございます。

恐れ入ります。7ページをお願いいたします。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費で補正額1,953万7,000円は、市立病院事業会計における有熱者外来の環境整備に対する国交付金分を出資金として繰り出すものでございます。

次の第3目保健事業対策費で補正額678万1,000円は、新型コロナウイルス感染予防のもと、健康増進を図るための費用を見込み計上してございます。

次に、第2項清掃費、第2目ごみ処理費で補正額1,042万4,000円は、老朽化したごみ収集車の更新を図るため車両1台を購入するものでございます。

次に、7ページ、一番下から8ページにかけてでございます。

第8款、第1項消防費、第1目常備消防費で補正額296万1,000円は、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策として、救急隊員等の感染リスクの軽減を図るための費用を見込み計上してございます。

次に、第9款教育費、第1項教育総務費、第3目教育諸費で補正額184万9,000円は、小中学校で使用する消毒液等を購入し、感染防止対策を図るものでございます。

第4項社会教育費、第3目図書館費で補正額562万3,000円は、図書館の貸出用書籍の充実を図るための費用を見込み計上してございます。

以上で、議案第36号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（生駒三雄君） 桃井健康課長。

○健康課長（桃井克博君） 議案第37号、令和2年度有田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ158万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億7,830万5,000円にしようとするものでございます。

内容につきましては、歳入から申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第4款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金の補正額は、158万4,000円を計上してございます。

内容は、新型コロナウイルス感染症に関連する傷病手当金に係る財政支援としての特別調整交付金分の増額でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

第2款保険給付費、第6項傷病手当金、第1目傷病手当金の補正額は、158万4,000円の増額でございます。

内容につきましては、国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合において支給する傷病手当金でございます。

以上で、議案第37号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（生駒三雄君） 石井庶務課長。

○庶務課長（石井絹代君） 議案第38号、令和2年度有田市立病院事業会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

今回、令和2年度有田市立病院事業会計予算書第3条に定めました収益的収入及び支出におきまして、収入、支出それぞれ190万3,000円を予算書第4条に定めた資本的収入及び支出におきまして、収入、支出それぞれ2,248万7,000円を追加しようとするものでございます。

次に、9ページの実施計画説明書をお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。

収入の部から御説明申し上げます。

第1款病院事業収益、第2項医業外収益、第4目補助金の補正額は190万3,000円の増額でございます。

内容は、和歌山県感染症外来協力医療機関整備事業費補助金を計上するものでございます。

続きまして、支出の部について御説明申し上げます。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、第2目材料費の補正額は190万3,000円の増額でございます。

内容は、新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者の感染防護衣等の購入費用として、医療消耗備品費を計上するものでございます。

10ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入の部から御説明申し上げます。

第1款資本的収入、第2項、第1目一般会計出資金の補正額は1,953万7,000円の増額でございます。

内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業分による一般会計出資金を計上するものでございます。

第4項、第1目県補助金の補正額は295万円の増額でございます。

内容は、和歌山県感染症外来協力医療機関整備事業費補助金を計上するものでございま

す。

続きまして、支出の部について御説明申し上げます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目機械備品費の補正額は2,248万7,000円の増額でございます。

内容は、新型コロナウイルス感染症の診療に要する陰圧装置付医療用テント等を購入しようとするものでございます。

なお、5ページにキャッシュフロー計算書を、6ページから8ページに予定貸借対照表を添付しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、議案第38号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（生駒三雄君） 山本経営企画課長。

○経営企画課長（山本芳規君） 報第1号、令和元年度有田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について補足説明申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、繰越計算書をお願いいたします。

左から3列目の事業名の欄で、水産振興事務事業から保健体育施設災害復旧事業費までの15件につきましては、年度内にその支出が終わらなかったため翌年度繰越額の欄に計上している額を繰り越したもので、その合計額は13億5,380万2,000円でございます。

内容につきましては、上から第6款商工水産費、第2項水産業費の水産振興事務事業は箕島漁港における産直施設及び荷さばき施設への整備事業費補助金でございます。

2行目の漁港施設管理事業費は、箕島漁港における舗装工事費など環境整備に要する費用でございます。

3行目の第7款土木費、第2項道路橋梁費の道路維持補修事業費は、初島跨線橋の補修工事費など維持補修に要する費用でございます。

4行目の市道整備事業費は、新堂地区における道路用地の購入費用でございます。

5行目の交通安全施設整備事業費は、野地区における歩道新設工事費でございます。

6行目の第4項都市計画費の都市下水道改良事業費は、箕島及び初島排水区の整備に要する費用でございます。

7行目の公園管理事業費は、有田川の環境保全整備に要する費用でございます。

8行目の街路整備事業費は、愛宕川端線の測量設計に要する費用でございます。

9行目の第5項下水道費の下水道整備事業費は、新堂地区における下水道改良工事費でございます。

10行目の第9款教育費、第2項小学校費の情報教育推進事業費は、小学校内情報通信ネットワーク構築に要する費用でございます。

11行目の小学校施設整備事業費は、港小学校便所改修工事費に要する費用でございます。

12行目の第3項中学校費の情報教育推進事業費は、中学校内情報通信ネットワーク構築に要する費用でございます。

13行目の第5項保健体育費の新水泳場建設事業費は、新水泳場外構工事費及び施設用備品の購入費用でございます。

14行目の第10款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費の農地農業用施設災害復旧事業費は、令和元年7月及び8月に被災した農地及び農業用施設の災害復旧工事費などで

ございます。

15行目の第3項文教施設災害復旧費の保健体育施設災害復旧事業費は、平成30年9月に被災した市民球場施設の復旧に要する費用でございます。

計算書の右側に、今申し上げました事業費の財源内訳を計上してございます。

まず、未収入特定財源は、国・県支出金で合計額6億4,485万8,000円、地方債の合計額1億8,160万円、その他の合計額4億348万7,000円でございます。

また、右の一般財源の合計額は1億2,385万7,000円でございます。

既収入特定財源はございませんので、翌年度へ繰り越すべき財源としましては、1億2,385万7,000円でございます。

以上で、報第1号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（生駒三雄君） 説明漏れはありませんか。――以上で、提案理由の説明は終わりました。

これにて、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明10日及び11日の2日間は、議事の都合により休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、明10日及び11日の2日間は休会とすることに決しました。

次会は、来る6月12日午前10時から議案質疑のため、会議を開くことを申し伝え、本日はこれにて散会いたします。

午前10時51分 散会